

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「創造と挑戦を軸に事業を展開し、社会・お客さまの信用を得て、個性あふれるエクセレントカンパニー」をめざすことを掲げた経営理念のもと、コーポレートガバナンス・コードに示された各原則等を踏まえ、経営の効率性・企業の透明性を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

政策保有株式については、中長期的な視点を念頭に置いて、保有に伴うリスクやコストと保有によるリターン等を適正に把握したうえで採算性を検証し、取引関係の維持・強化、資本・業務提携などの保有のねらいも総合的に勘案して、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断される場合は保有していく方針です。

議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行なわれているか、株主還元・役員退職慰労金・授権資本拡大・買収防衛策・事業再編等の項目について議案ごとに賛否を判断することとしております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会規程に基づき当該取引につき重要な事実を取締役に諮り、承認しております。

また、会社や株主共同の利益を害することのないように、主要株主等と取引を行う場合には、取締役会規程に基づき、取引の重要性の高いものについて取締役会に諮り、承認しております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(i) 経営理念、中期経営計画については、当社ホームページにおいて開示しております。

(<http://www.toenec.co.jp/>)

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針については、本報告書「1.1. 基本的な考え方」において開示しております。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬については、株主総会で決議された総枠内において、経営陣幹部の協議によって決定しております。

(iv) 取締役会は経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うにあたり、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材、適所の観点から総合的に検討しております。

(v) 取締役・監査役候補者の指名理由は株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は、重要な財産の処分および譲受けの決定、多額の借財および重要な債務保証、重要な使用人に関する事項等を決議するよう定め、それ以外の事項については執行役員に委ねております。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

客観的・中立的な立場で経営に対して有益な助言をするとともに、経営を監督する役割を担う社外取締役を2名選任しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法、金融商品取引所の定める「社外性」、「独立性」に関する要件に加え、当社の経営に関し率直かつ建設的に助言できる高い識見と豊富な経験を重視しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会は、取締役の選任にあたり、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および知識・経験・能力のバランスを考慮し、適材、適所の観点から総合的に検討しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼務することは、最小限に抑えております。なお、兼務者は株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社では、毎年、取締役会の構成・運営、取締役会によるガバナンスなどに関して、全取締役が自己評価を実施するとともに、代表取締役、社外取締役および監査役の間で意見交換を行っております。

取締役会は、これらの結果を踏まえ、取締役会の実効性に係る分析・評価を行い、取締役会が会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、実効的に運営されていることを確認しております。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすため、就任時および就任後、必要な知識を習得する機会を適宜設けておりま

す。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると認識し、対応しております。

当社が株主との建設的な対話を促進するための方針は次のとおりです。

- (i) 総務担当役員が株主との対話全般に関する総括をしております。
- (ii) 株主との対話には、株主の希望と主な関心事項に応じて、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等、関連部署が対応することとしております。また、資料の作成・審査や必要な情報の共有など、関連部署で連携を取りながら株主との対話にあたっております。
- (iii) 当社ホームページにおいて、IRに関する情報を掲載するとともに、問い合わせフォームを設け、株主の皆さまが情報を閲覧し質問できる環境を提供しております。
- (iv) 対話において把握された株主の意見・要望・懸念等については、必要に応じて経営陣幹部や取締役会に情報の共有を図ることとしております。
- (v) 当社は、インサイダー情報に関する社内規定を定め、適切に管理しております。
なお、決算情報の漏洩防止、情報提供の公平性確保のため、決算発表日前の1ヶ月をクワイエット・ピリオド(IR 活動自粛期間)と定めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中部電力株式会社	48,330,075	50.01
トーエネック従業員持株会	5,539,498	5.73
トーエネック共栄会	2,413,213	2.50
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	1,706,000	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,228,000	1.27
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,127,000	1.17
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,006,349	1.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	725,000	0.75
トーエネック名古屋協力会持株会	606,670	0.63
トーエネック岡崎協力会持株会	584,352	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	中部電力株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 9502

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社である中部電力株式会社から配電線新增設工事および修繕工事を受注・施工するなど、当社において同社および同社グループは重要な取引先であります。

中部電力株式会社との取引については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ決定することとします。
なお、中部電力株式会社との重要な契約の締結については、経営執行会議および取締役会で審議し、親会社以外の株主の利益を阻害していないことを確認します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、中部電力株式会社を中核とする中部電力グループに属しており、同社の連結子会社であります。当社は、独自に研究開発・営業・設計・施工を行う総合設備工事業を営むことにより、独立性を確保しております。
また、当社は中部電力グループ外への売上比率を高めることにより、同社グループの収益拡大にも貢献してまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 則夫	他の会社の出身者											
稲垣 隆司	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

佐藤 則夫	○	佐藤則夫氏は株式会社豊田自動織機の出身者(平成16年6月同社代表取締役副社長、平成21年6月退任)であり、また株式会社アイチコーポレーションの出身者(平成21年6月同社代表取締役社長、平成25年6月同社代表取締役会長、平成27年6月退任)であります。当社と株式会社豊田自動織機との間には建設工事請負取引がありますが、その取引高は極めて僅少(平成29年3月期実績:332百万円、全社売上高の0.18%)であります。なお、当社は同社から1百万円の株式配当金を受け取っております。また、当社と株式会社アイチコーポレーションとの間には建設工事請負、車両修理、材料仕入れ等の取引がありますが、その取引高は極めて僅少(平成29年3月期実績:建設工事請負40百万円、全社売上高の0.1%未満、車両修理、材料仕入れ等77百万円、全社売上原価の0.1%未満)であります。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、平成27年6月に当社社外取締役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しております。 なお、当社と株式会社豊田自動織機および株式会社アイチコーポレーションの間には左記のとおり取引関係があるものの、その規模、性質等に照らして当社の意思決定に対して重大な影響を与えるものではなく、相互に主要取引先には該当しません。また、各証券取引所が定める独立性基準にも抵触しないことから、その経歴、取引関係等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
稲垣 隆司	○	稲垣隆司氏は名古屋競馬株式会社出身者(平成22年6月同社代表取締役社長、平成26年6月退任)であり、平成24年8月から平成27年8月まで学校法人名古屋学院大学の理事長を務め、平成27年4月から岐阜薬科大学の学長であります。当社と名古屋競馬株式会社との間には建設工事請負取引がありますが、その取引高は極めて僅少(平成29年3月期実績:106百万円、全社売上高の0.1%未満)であります。また、当社と学校法人名古屋学院大学との間にも建設工事請負取引がありますが、その取引高は極めて僅少(平成29年3月期実績:11百万円、全社売上高の0.1%未満)であります。なお、当社は、平成26年3月に同大学創立50周年記念事業に対し1百万円の寄付を行っております。当社と岐阜薬科大学との間には取引関係等はありません。	長年にわたり行政機関で主に環境政策に携わり、環境問題に精通しているほか企業経営、学識経験等の多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、平成28年6月に当社社外取締役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しております。なお、当社と名古屋競馬株式会社および学校法人名古屋学院大学との間には左記のとおり取引関係があるものの、その規模、性質等に照らして当社の意思決定に対して重大な影響を与えるものではなく、相互に主要取引先には該当しません。また、各証券取引所が定める独立性基準にも抵触しないことから、その経歴、取引関係等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、監査計画および監査実施結果の聴取のため、会計監査人との会合を定期的に年6回、その他にも適宜実施しております。さらに、会計監査人往査の一部に立ち会うなど、会計監査人の監査体制を確認するとともに意見および情報交換を行い、相互の連携を高めております。

監査役は、内部監査をつかさどる社長直属の経営審査部から審査テーマ・目的などの事前説明や審査結果の説明を都度受け、監査役からは、監査結果を経営審査部に情報提供しており、緊密な連携を保っております。また、コンプライアンス推進委員会の事務局である法務部からも定期的に報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
原田 正人	他の会社の出身者													
志賀 慶章	公認会計士													
杉田 勝彦	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原田 正人		昭和52年から中部電力株式会社に勤務し、平成17年7月に同社執行役員法務部長に就任、平成21年7月に同社常務執行役員広報部・法務部・総務部統括に就任。平成23年6月に同社監査役に就任し、平成27年6月に退任。	平成23年6月までは中部電力株式会社の業務執行者でしたが、その後、4年間、同社の常勤監査役として業務執行者とは独立した立場で企業監査に従事し、企業監査に関する相当程度の経験・知見を有しております。また、平成27年6月に当社社外監査役に就任以降、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しており、社外監査役として適任であると判断しております。
志賀 慶章	○	――	公認会計士として財務・会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しており、平成23年6月に当社社外監査役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しております。また、経歴、取引関係等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
杉田 勝彦	○	――	弁護士として企業法務に関する高度な知識と豊富な経験を有しており、平成27年6月に当社社外監査役に就任以降、客観的・中立的な立場で適切に職務を遂行しております。また、経歴、取引関係等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	4 名
---------	----	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

賞与金について、担当部門の業績を評価指標としております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

取締役、監査役別の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3 - 1. (iii)】に記載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を補佐する部署を設置し、必要に応じ、重要な事項の説明・報告を実施しております。
また、取締役会、監査役会等の資料については、必要に応じ、補足説明等を実施しております。
常勤監査役は監査役会において、非常勤の社外監査役に対し日常監査で得た情報を提供し、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) 業務執行・監督の状況
取締役会は、原則として月1回開催し、法令・定款所定の決議事項および経営上重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、監督機能の強化を図るため、取締役11名のうち2名を社外取締役で構成しております。
各部門の業務執行体制に対して、経営上の根幹に関わる業務執行の審議を行うとともに、業務執行の状況等の報告を受ける「経営執行会議」を設置しております。経営執行会議は、社長執行役員、専務執行役員、本部長・統括、経営企画部長および社長執行役員が指名する者をもって構成し、原則として月1回以上開催しております。さらに、経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を図るため執行役員制度を導入しております。
また、社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンスリスクの予防体制の強化・充実を図っております。
管理部門には内部監査体制をつかさどる部署として経営審査部、顧問弁護士から法的指導を受けて法務全般を担当する法務部、会計監査人との対応を図る経理部を置き、企業の透明性とコンプライアンスの確保に努めております。
- (2) 監査役会・監査役監査の状況
監査役会は監査役4名(うち3名は社外監査役)で構成されております。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、監査役会で監査計画を策定し、取締役の職務の執行を監査しております。その方法は、取締役会や経営執行会議等の重要な会議体への出席、取締役等からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、実施しております。
なお、監査役の監査環境の整備につきましては、「Ⅳ 内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 (4)監査に関する体制」のとおり体制を整備し、監査役室には、監査業務量を勘案し、監査役直属の4名の使用人を配置するなど、監査役の意向を踏まえた運用をしております。
- (3) 内部監査の状況
内部監査につきましては、業務執行部門から独立した社長直属の経営審査部が専任部署として、定型業務および特命事項の審査を実施しております。審査の結果については、社長に報告するとともに、関係部門に助言・勧告を行い、継続的に改善を促しております。
- (4) 会計監査人の状況
会計監査人につきましては、有限責任 監査法人を選任しております。会計監査業務を執行した公認会計士は、中村哲也氏および岸田好彦氏の2名であり、継続監査年数はいずれも7年以内であります。会計監査業務に係る補助者は公認会計士8名、その他7名であります。
- (5) 報酬決定の状況
取締役および監査役の個別の報酬につきましては、株主総会で決議された総枠の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役全員の協議で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定・監督と執行の分離、業務執行の迅速化などを図るため、執行役員制を採用するとともに、経営の監督機能の強化を図るため、取締役11名のうち2名を社外取締役で構成しております。
さらに、監査の実効性を確保するため、監査役、内部監査部署および会計監査人は、相互に綿密な連携を保っております。
こうした現状の体制によって、経営の公正・透明性は十分に確保されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	「第99回定時株主総会招集ご通知」は、法定期限である2週間前より4営業日早い平成29年6月8日に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに、狭義の招集通知と株主総会参考書類を英文で掲載しております。
その他	招集通知発送に先駆け、平成29年6月1日に第99回定時株主総会招集ご通知を東証、名証および当社ホームページに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、事業報告書、プレスリリース資料、環境レポート等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR担当者を置き、アナリストの当社訪問時等に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	中部電力グループの一員として「中部電力グループCSR宣言」のもと、社会からの期待にお応えし責任を果たすため事業活動を進めるとともに、地域美化清掃活動等の社会貢献活動に取り組んでおります。また、トーエネックグループ環境基本方針に基づき、地球温暖化防止を含む環境保全に積極的に取り組んでおり、その成果等についてホームページを通じて公開しております。
その他	「当社が持続的に成長・発展し、お客さまや社会の皆さまから選ばれる企業になるためには、当社の原動力である『従業員』がいきいきと働ける魅力ある企業になることが重要である。」との考えのもと、誰にとっても「より働きやすい会社」「より働き甲斐のある会社」を目指しダイバーシティ推進に取り組んでおります。 女性の活躍推進に向けては以下事項の実現に取り組んでおります。 ○いきいきと働ける企業風土の醸成 ○女性の職域拡大 ○女性管理職の増加 また、「働き方改革推進委員会」を設置し、効率的な働き方を推進して生産性の向上と長時間労働・休日労働を削減し、従業員一人ひとりがいきいきと活躍できる企業風土づくりの推進に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するため、次の体制を整備するとともに、これを有効に機能させ、株主、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼・選択される企業となるように努めております。

(1) 経営管理に関する体制

ア. 業務執行に関する体制

・取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項および会社の業務執行を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、取締役の職務執行を監督しております。また、社外取締役により社外の視点から監督を行っております。

監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、業務の執行状況の聴取等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

・業務執行における重要な事項について多面的に審議するため、経営執行会議を設置しております。経営執行会議は、原則として毎月1回以上開催し、取締役会に付議する事項および社長が決定すべき経営上の重要事項を審議するとともに、業務執行の状況等に関する報告を受けております。

・経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、執行役員制度を採り、役付執行役員および執行役員を置いております。なお、本部長・統括を務める役付執行役員は、取締役が兼務することとし、これにより経営の意思決定と特定分野の業務執行との乖離を防止することとしております。

・取締役ならびに役付執行役員、執行役員、参与および使用人(以下「取締役等」という。)の職務執行の適正および効率性を確保するため、会社規程等において、各部門(本部、本店の室・部をいう、以下同じ。)および各部署の業務分掌ならびにそれらの長の権限等を定めております。また、取締役等は、業務執行状況について、適時に、取締役会、経営執行会議または上位者に報告することとしております。

・取締役等の意思決定の適正を確保するため、決裁手続きにおいて、起案箇所、関係部門および審査部門による審査を行っております。

・取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理を適正に行うため、会社規程等において、取締役会議事録、経営執行会議資料、決裁文書等の作成、保存および管理に関する事項を定めております。

イ. 内部監査に関する体制

・取締役等の職務執行の適正および効率性を確保するため、執行部門から独立した組織として社長直属の内部監査部署を設置しております。内部監査部署は、各部門の業務の執行状況等を定期的に監査し、その結果を直接、社長に報告するとともに、必要に応じ各部門に改善を勧告しております。

(2) リスク管理に関する体制

・全社および各部門のリスク管理が適正に行われるよう、組織、権限をはじめとする会社規程等を整備しております。

・経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営企画部署および各部門が、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり、毎年定期的にまたは必要に応じて把握・評価し、経営執行会議において審議を受けるとともにこれを管理することとしております。また、必要に応じて、取締役会において審議・報告することとしております。

・安全・品質をはじめとする各部門の業務に係るリスクについては、各部門の長が、これを把握・評価・管理する体制を整備するとともに、毎年定期的にまた必要に応じ、その体制、運用状況を点検しております。また、各部門の計画の策定・実行にあたっては、各部門の業務に係るリスクを把握・評価し、その結果に基づいてこれを管理することとしております。

・法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織および会社規程等を整備し、適切に運用しております。

・非常災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象が発生した場合の情報伝達および対応について会社規程等に定めるとともに、これらの事象が発生した場合に備え定期的に訓練等を実施しております。

・内部監査部署は、必要に応じて内部監査を行っております。

(3) コンプライアンスに関する体制

ア. 社内体制

・当社のコンプライアンス経営を推進するために、会社規程等に基づき、社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置するとともに、本店部の長、本店本部の総括部署の長および支店長等をコンプライアンス責任者とする全社的な体制を整備しております。

・コンプライアンスの定着を図るため、会社規程等に基づき、取締役およびコンプライアンス責任者を対象とした啓発活動を実施し、管下使用人への適切な指導・監督に当たらせるとともに、使用人に対し各種研修を行っております。

・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、通常の業務報告経路とは別に、内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を社内および社外に設置しております。なお、コンプライアンスホットラインの利用者の保護について、会社規程等を定めております。

イ. 中部電力グループ体制

・中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会に参加し、これに基づいた取り組みを行っております。

(4) 監査に関する体制

ア. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した組織として監査役直属の監査役室を設置しております。

・監査役室には、監査役の意向を踏まえた員数の使用人を置いております。

イ. 監査役室の職務を補助すべき使用人の独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実行性

・監査役室に所属する使用人は、執行部門の業務に係る役職を兼務せず、また取締役の指揮・命令を受けないこととしております。

・取締役等は、監査役の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査役室に所属する使用人に不利益を及ぼしません。

・監査役室に所属する使用人の異動および評価にあたっては、監査役の意向を尊重しております。

ウ. 監査役への報告に関する体制

・取締役および監査役が指名する者は、次のとおり、職務の執行状況等について監査役に報告しております。

・当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査役に報告することとしております。

・部門ごとに原則として毎年1回、当該部門の業務の執行状況について監査役に報告しております。

・重要な決裁文書については決裁後すみやかに監査役に回覧しております。また業務執行に係るその他の文書についても求めに応じて、監査役の閲覧に供しております。

エ. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

・取締役等は、監査役または監査役室に所属する使用人に報告をしたことを理由として、報告した者に不利益を及ぼしません。

オ. 監査費用等に関する事項

・取締役等は、監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、すみやかに当該費用等を支払います。

カ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

・監査役は、経営執行会議およびその他重要な会議体に出席のうえ、意見を述べるができるものとし、取締役等は、当該意見を尊重することとしております。

・社長は、監査役と代表取締役が経営に関し意見交換する機会を設けております。

・内部監査部署および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と協議するとともに、実施結果を監査役に報告しております。

(5) 企業グループの業務の適正を確保するための体制

ア. 親会社との関係に係る体制

・当社は、親会社である中部電力株式会社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に沿って密接な連携のもとに業務を執行しております。

イ. トーエネックグループの体制

・当社グループの業務の適正および効率性を確保するため、グループ会社全般を統括する部署およびグループ各社を管理する部署を設置し、会社規程等に基づき、経営上の重要事項については、協議または連絡を求めるとともに、グループ会社のリスク管理、コンプライアンス等に関する体制を整備しております。

・グループ各社の経営に重大な影響を与えるリスクについては、各社が把握・評価し、管理するとともに、グループ各社の社長等は、毎年定期的にグループを統括する部署に報告しております。

・グループ会社の取締役等および監査役またはこれらの者から報告を受けた当社の取締役等は、グループ会社においてグループ経営に重大な影響を与える事象が発生した場合、当社監査役に報告しております。

・当社グループにおけるコンプライアンス推進のため、各社において、コンプライアンス担当その他の推進体制を整備するとともに、基本方針の制定をはじめとする自律的な取り組みを行っております。

・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、グループ各社は、当社の内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を活用することとしております。

・当社の監査役および取締役等は、必要に応じグループ会社の監査役を兼務しております。

・当社の監査役および取締役等は、グループ会社の監査役および取締役等との定期的な会合の場を設け意見交換を行っております。

・当社の内部監査部署は、必要に応じてグループ会社に対して内部監査を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係遮断については、対応部署を定め、会社規程等を整備するとともに、関連する外部専門機関と連携して対応しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、関係法令および金融商品取引所が定める適時開示規則を遵守し、常にステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するよう努めております。

また、重要な会社情報の厳正管理やタイムリーな情報開示、インサイダー取引防止について、情報管理の基本的事項を定めた「情報管理規程」のほか「インサイダー取引管理規程」および「会社情報開示要則」を制定し、次のとおり適時開示体制を整備しております。

- ・役職員は、その職務に関し、適時開示が求められる会社情報のうち未開示のもの（これらに該当するか否か疑義ある情報を含む。以下「適時開示情報」という）を知った場合は、直ちに情報管理責任者（＝当該業務主管部署である本部長、統括、本店室長・部長、支店長および方面本部長）に報告する。
 - ・情報管理責任者は、役職員からの報告を含め適時開示情報を知った場合は、直ちに情報取扱責任者（＝本店総務部長）に報告する。
 - ・情報取扱責任者は、上記の報告を含め適時開示情報を知った場合は、直ちに当該情報について適時開示の要否を判断するとともに適時開示が必要なときは開示資料案を作成（必要に応じて金融商品取引所に相談・確認）し、取締役会または経営執行会議の承認を経てTDnetを利用して開示する。
 - ・適時開示に関する事務取扱部署は、本店総務部とする。
 - ・適時開示情報は「機密情報」として取り扱い、特に厳重に管理する。
- なお、適時開示情報のうち決算に関するものについては、経理部が開示資料の作成および必要な社内手続きならびにTDnetへの登録手続きを行うこととしております。

コーポレート・ガバナンス体制図

